

聴覚に障害のある人たちの
美術館への
アクセス向上をめざして

—美術館関係者のみなさんへ—

2020年3月31日

NPO 法人エイブル・アート・ジャパン 美術と手話プロジェクト

文化庁委託事業 障害者による文化芸術活動推進事業(文化芸術による共生社会の推進を含む)
「美術館における聴覚障害者の鑑賞環境整備事業」

目次

第 1 章： 聴覚に障害のある人の美術館利用、美術鑑賞について	01
第 2 章： 聴覚に障害のある人の特性について	05
第 3 章： 手話通訳付き鑑賞プログラムの実施にあたって	08
第 4 章： 手話通訳の依頼について	12

第1章 聴覚に障害のある人の美術館利用、美術鑑賞について

NPO 法人エイブル・アート・ジャパンは1997年に実施した「アクセシブル・ミュージアム 文化施設におけるバリアフリー化に関する調査研究」を皮切りに、東京都美術館での「障害者特別鑑賞会」の運営サポート、目の見えない人と見える人が言葉で作品を鑑賞する「ミュージアム・アクセス・グループ MAR」の運営、インクルーシブデザインの手法を用いて当事者参加でミュージアムのアクセシビリティを考える「みんなの美術館プロジェクト」などを通じて、さまざまな特性のある人が美術館や作品にアクセスするための取り組みを行ってきました。

そうした取り組みの中から2012年に聴覚に障害のある人のミュージアムアクセスを考える「美術と手話プロジェクト」の取り組みが生まれました。聴覚障害当事者、手話通訳者、美術館関係者が集まって「美術と手話を考える会議」を実施したり、美術用語の手話を試作したり、各地の美術館の方々と共に、聞こえない人、聞こえにくい人も参加できるギャラリートークや鑑賞ワークショップの企画、立案、実施をしてきました。

これらの活動の中から、美術を専門とする手話通訳者がほとんど存在しないことによる課題が浮き彫りになりました。美術や美術館に詳しい通訳者の養成が急務であると考え、文化庁の助成を受けて「美術館における聴覚障害者の鑑賞環境整備事業」と称して美術分野の手話通訳者養成プログラムの開発に着手しました。取り組みをはじめると同時に、聴覚に障害のある人、美術館学芸員、手話通訳者が一堂に会し「課題抽出会議」を実施し、それぞれの立場と経験から聴覚に障害のある人の美術鑑賞における課題の洗い出しを行いました。

この「手引き」は「課題抽出会議」とこれまでの「美術と手話プロジェクト」の活動を通して明らかになった事柄を美術館のみなさんと共有したいと考えまとめたものです。

この「手引き」がきっかけとなり、聴覚に障害のある人たちが美術館を利用する際に感じている不便やバリアを知り、そのバリアを解消するために必要なことに配慮したり、情報保障を超えたクリエイティブな新たな取り組みにつながったら幸いです。

課題抽出会議で明らかになったことは次の通りです。

1. 聴覚に障害のある人を取り巻くバリア

聴覚に障害のある人の美術館利用に関しては、自らの足で来館でき、自ら作品を見ることができの
で特別な配慮やプログラムは必要ないのではないかと考えられがちです。しかし、実際にはさまざまな
バリアが存在します。

たとえば、

- チケットカウンターや受付でのコミュニケーションに困難がある
- 講演会やギャラリートークは手話をはじめとする情報保障の環境が非常に脆弱である
- オーディオガイドがあっても音声聞き取れない、聞き取りにくいなどの理由で利用できない
- 映像作品の音声や、音を使った作品の音が聞こえない、聞き取りにくい
- 手話を母語とする人の中には、日本語であっても長文や難しい言葉を多用した解説パネルやウェブサイトの文章は理解しにくい人がいる
- 漢字にルビがないと、作家名、美術用語などが読めないことがある
- 気軽に道を尋ねることができない人にとっては、そもそも美術館に行くことにもハードルを感じる

こうしたさまざまなバリアの存在は、聴覚に障害のある人たちにとって、自分は歓迎されていないのでは
ないかという思いを抱かせ、美術館への関心やアクセスを遠ざける一因となっています。

課題抽出会議では、聴覚に障害のある人から「関心のある講演会やギャラリートークに参加しようと思
ったが手話通訳が見つからないので断念した」、「情報保障として手話通訳を要望したが叶わなかった」とい
った体験が語られました。聴者と比較して美術館へのアクセスのハードルが高い現状が改めて明らかにな
りました。

2. 手話通訳から見える課題

聴覚に障害のある人から「手話通訳がつく講演会に参加したが内容をよく理解できなかった」という声
も示されました。その多くは、企画者やスピーカーから手話通訳者への事前情報の不足や、主催者やス
ピーカーとの打ち合わせ等、事前のコミュニケーションが十分でないという事情が関わっています。

美術分野には専門用語や固有名詞、略称や特有の表現が多く存在します。日頃その分野に精通してい
ない人にとって、初めて聞く単語や内容を瞬時に判断し、適切な手話に変換することはとても困難です。
当日使うことが想定される専門用語や固有名詞、使用する資料、さらには関連する資料が事前に示さ
れることで、通訳の精度は飛躍的に向上します。このように手話通訳者と主催者、スピーカーが前もっ
て意思疎通をはかることで、「せっかく手話通訳がついたのに内容がわからなかった」という残念な事

態を防ぐことにつながります。

また、視覚言語(写像的な表現を用いる言語)である手話は、説明している作品にマッチしないと鑑賞の妨げにさえなることがあります。手話通訳者をプログラムのパートナーと捉えていただき、事前の情報提供や豊かなコミュニケーションをはかってください。

3. 美術館の抱える課題

障害者差別解消法(平成28年)や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年)の施行や、バリアフリー、さらにユニバーサルミュージアムの機運の高まりから、多くの美術館で聴覚障害者向けサービスやプログラムの取り組みがはじまっていることも明らかになりました。こうした中どのようなプログラムを行うべきか、聴覚に障害のある人のニーズは何か、さまざまな試行錯誤が行われていることもわかりました。

その一方で「手探りで聴覚障害者向けのプログラムを実施したものの参加者が少なく継続が困難」、「効果的な広報手段がわからない」、「予算の確保が難しい」といった美術館の抱える共通の問題も見えてきました。限られた予算や人員の中で魅力的なプログラムを継続して実施することは困難ですが、聴覚に障害のある人たちと日常的にコミュニケーションを図ることで、新しいプログラムのアイデアが生まれたり、聴覚に障害のある人たちの持つ強固なネットワークが広報に活かせることなども明らかになりました。

課題抽出会議では、聴覚に障害のある人向けの鑑賞プログラムの事例も共有しました。

聴覚に障害のある人が参加しやすいプログラムや配慮の例

- 講演会、ギャラリートーク、ワークショップに手話通訳がつくプログラム
- 解説者自ら手話を使ってコミュニケーションするプログラム
- 聴覚に障害のある人が自ら手話で解説をするプログラム(読み取り通訳をつけることで聴者も参加可能)
- 聴覚に障害のある人がファシリテーターになって筆談でコミュニケーションをとりながら鑑賞するプログラム
- 対話を用いた鑑賞で鑑賞者が手話で発言できるプログラム
- 手話も音声も使わず、筆談やイラスト、ジェスチャーなどの多様なコミュニケーション手段を用いて鑑賞を深めるプログラム

- 作品のタイトルや作品そのものを手話やジェスチャーで表現するプログラム
- 美術館のホームページに手話を用いたウェルカム動画(館の特徴の紹介や施設案内など)
- 聴覚に障害のある人たちのコミュニティに届く広報(チラシやホームページの配慮、「美術と手話プロジェクト」(*1)のウェブサイトやフェイスブック上の「手話マップ」(*2)の活用など)

プログラムの開発にあたっては、聴覚に障害のある人を参加者、受益者として固定するのではなく、プログラムの協働開発者、ファシリテーターとして位置付けることで新しいプログラムや可能性が生まれます。

《参考》

*1:「美術と手話プロジェクト」ニュース一覧 <http://art-sign.ableart.org/news>

*2:「手話マップ」 <https://www.facebook.com/shuwamap/>

第2章 聴覚に障害のある人の特性について

聴覚に障害のある人を理解していただくため、スムーズなコミュニケーションをはかるための情報を簡単にまとめました。

1. 聴覚に障害のある人を大別すると3タイプ

【ろう者】生まれつき、または幼少期に失聴した人……主に手話を母語とする人が多くいます。

声をつけて手話をする人もいますが、本来、手話と(音声)日本語の文法は異なるため手話を母語とする人の多くは声をつけません。

一方で、判別できない程度の声(音)が伴う人もいます。

【難聴者】聞こえにくい人……聞こえの程度は人それぞれです。老化による聴力低下も含まれます。

補聴器や人工内耳を装着し聴力を補い、相手の口の動きを読みながら会話をします。

手話を併用する人もいます。

【中途失聴者】日本語を習得した後失聴した人……手話を覚える人もいますが、多くの人は自ら発声し、相手の言っていることは筆談や口型の読み取りで対応しています。

2. 聴覚に障害のある人のコミュニケーション方法はさまざまです

手話、口話(注1)、筆談(メール含む)、空書き(そらがき)、補聴器・人工内耳の使用、身振り、指文字、ホームサイン(注2)……これらを併用してコミュニケーションをとっています。手話を母語としない人も多く存在します。

情報保障の手段としては手話通訳に限らず、ノートテイクや要約筆記等の文字通訳などそれぞれのニーズにあった対応が必要になります。なお、文字通訳には音声認識アプリなどの活用も考えられます。

注1: 口話とは唇を読んで理解し、声を出して話す(無音の場合もあり)コミュニケーション手段のこと

注2: ホームサインとは親しい間柄でのみ使う手話のこと

3. 手話には種類があります

日本で使われる手話には「日本手話」、「日本語対应手話」、その中間(さらにさまざまなグラデーション)があります。

音声言語と同じように地方ごとに方言がありますし、国ごとにそれぞれの手話があります。また、ろう者が国際交流を行うために作られた国際手話という手話もあります。

4. 「ろう者」の特徴や傾向、留意したいこと

一概には言えませんが、

① 「ろう者」と呼ばれる人には、固有の文化、独自の言語(手話文法)があります

② 会話はできるだけ簡潔に伝えます

- 結論から先に話すことが大切です。説明をしたのちに結果を話すと要点が伝わらないことがあります。
- 言葉を濁したり遠回しな言い方は誤解を招くことがあります。
- 二重否定の表現はあまり使いません。否定文は限られていて、日本語ではよく使う否定文でも手話では肯定文型で表します。

(例)これしかできることがない→できることはそれだけ

- YES/NO、出来る/出来ないをはっきり伝えることが大事です。はっきり言うと気を悪くしないかという心配は無用です。

③ 視線を合わせて会話をします

視線を逸らすと、その方向に何かあるのかと振り向いたり、相手が聞く状態にないと思い話を止めることがあります。また目を合わせないことは拒否されていると誤解することもあります。

④ 聴者の用いる社交辞令の概念を持たない人もいます

⑤ 人を指差すのは普通の行為です。悪い意味はありません

⑥ 手話を母語とする人の中には、時間表示に注意が必要な時があります

(例1)「10時10分前」を聴者は9時50分と考えますが、ろう者の中には「10時7分」などのように10時10分より少し前を指すという文化の違いがあります。

(例2)「ちょっと」という言葉を聴者はクッション言葉として用いることがありますが、ろう者は「5分~10分」という短い時間を強くイメージします。

(例3)ろう者には12時間表記の文化があります。13時、18時ではなく午後1時、午後6時を使います。

《参考》

東京大学バリアフリー支援室 「聴覚障害について、知っておいていただきたいこと」

<https://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/receive-support/hearing.html>

東京都聴覚障害者連盟 「聴覚障害者とは」

<https://www.tfd.deaf.tokyo/%E3%82%8D%E3%81%86%E9%81%8B%E5%8B%95/%E3%80%8C%E8%81%B4%E8%A6%9A%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%8D/>

第3章 手話通訳付き鑑賞プログラムの実施にあたって

聴覚に障害のある人と言っても聞こえの程度や生活の環境は多種多様で、コミュニケーションの方法もさまざまです。(第2章-2参照)

ここでは美術館でのプログラムに手話通訳者が関わる際に配慮したいことに焦点を絞り必要なことをまとめました。

1. 事前の準備について

① プログラム内容の共有（概ね2、3週間前を目安に）

正確な手話通訳を行うため、鑑賞する作品のタイトル、作家名、トークの内容など、できるだけ多くの情報を事前に共有することが望ましいです。通訳者はそれらの情報をもとに、専門用語の確認やテーマに沿った適切な手話表現などについて準備をすることが可能になります。

② 鑑賞の段取りの確認（前日まで、もしくは当日に）

解説者と手話通訳者との間で打合せと会場の下見の時間を持ち、段取りや注意すること、お互いの立ち位置、会場の明るさなどの確認を済ませて鑑賞に臨むことが必要です。

③ 会場の環境について（前日まで、もしくは当日に）

- 手話を読むにはある程度の明るさが必要です。照度が足りない環境では、手話が見にくいいため聴覚に障害のある人は非常に疲れますし、情報が正確に伝わらないことにもなります。適度な照明の下でプログラムを進めることをご配慮ください。

作品保護や演出の関係で照度を落としてある場合には、別の明るい場所で解説した後に作品を鑑賞するために展示室に入るなどの工夫が必要になります。

- 逆光になると手話が見にくいいため、話し手は窓際や光源を背にした場所に立たないよう配慮が必要です。
- 参加者の人数が多い場合や、展示空間の特性から、話し手、手話通訳、作品が参加者から見えにくいかの確認も必要です。

※適切な環境の作り方については、通訳者や聴覚に障害のある当事者と相談しながら対応方法を検討することも有効です。例えば視力との重複障害のある人もいますので、明るさや広さについての正解は一つとは限りません。

④ 視覚的補助資料の準備

- 専門用語や固有名詞、略語などはスケッチブックなどに書き出しておき、適宜示すことで正確に情報が伝わりイメージがしやすくなります。

美術用語や固有名詞などには手話表現が確立されていない単語が多くあります。その場合、指文字と言われるカナ表記を用いることになり、情報の伝達に時間がかかったり、理解不足につながる可能性があります。

固有名詞や難読漢字にはルビをつけることが有効です。

- 手話通訳付きプログラムに限りませんが、作品の微細部分や判りにくいパーツの説明を行う際には、その部位の拡大図など視覚的資料の活用が有効です。

⑤ 災害発生時の対応方法（プログラム開始前までに）

火災、地震など災害が発生した際の対処方法、避難経路、手話通訳者の役割や立場について事前に確認、共有しておく必要があります。

聴覚に障害のある人は情報弱者に陥りやすいという認識のもと、正確で安全な対応方法を検討、共有してください。

2. プログラム実施時について

【障害特性への配慮】

① 話す時間と観る時間を分けてください

聴者は解説を聞きながら作品を観ますが、聴覚に障害のある人は手話を見ながら作品を観ることはできません。話を聞く時間(手話を見る時間)と作品を観る時間をはっきりと分けてください。

② 指差しには注意が必要です

聴覚に障害がある人は、解説もなく唐突に作品のどこかを指差しされると、戸惑ってしまいます。

聴者であれば指差されたところを見ながら説明を聞くことができますが、聴覚に障害のある人は手話通訳者の手話を介さなければ情報が得られません。

また、一旦通訳者から離れた視線が再び通訳者に戻るには時間を要します。そこで、解説の後に「今の話はここです」などと差し、見るための時間を取ることが大切です。

③ 話者と手話通訳者の立ち位置について

話者と手話通訳者と作品が同時に参加者の視界に入るような立ち位置を心がけてください。

作品を挟んで話者と手話通訳者が両側に立つ場合もありますが、聴覚に障害のある人は基本的に

話者の表情と手話通訳者の手話を読み取ることで話の内容を掴んでいるため、話者と手話通訳者は並立することが好ましいです。

【話し方のコツ】

④ 視線はいつも参加者に向けてください

聴覚に障害のある人の視線は常に手話通訳者に向いています。また、かれらの手話による発言を手話通訳者が音声読み取りします。そのため話者もつられて手話通訳者を見ながら話してしまう傾向があります。話者の視線が聴覚に障害のある人に向いていないと話が伝わりにくいので、視線は常に聴覚に障害のある人を含む参加者に向けるよう心がけてください。

⑤ 手話通訳を待つ必要はありません

手話通訳者は、話者の語る音声日本語の内容を、手話に翻訳した上で表出します。単なる単語置換ではないため、表現が短くなる時も逆に長くなることもあります。手話通訳は受容－翻訳－表出の同時進行です。(他の音声言語の同時通訳と同じです)

通常、話し終わってもまだ手話を繰り返していますが、次の文章の聞き溜めもしますので、手話表現が終わるのを待つ必要はありません。いつものペースで話してください。

手話通訳者がいるからと特別にゆっくり話す必要はありませんが、早口になりやすい方はややゆっくり、声が小さい方はやや大きく、を心がけると手話通訳者に言葉が明瞭に伝わり正確な通訳につながります。

⑥ できるだけショートセンテンスを心がけてください

手話文は比較的短かく構成され、シンプルな文体に置き換えながら通訳しています。そこで、話す時にも1つの文に情報を詰め込みすぎないようできるだけシンプルに短く、を心がけてください。また、問いかける際は具体的に訊ねると期待する返事が引き出せます。

⑦ 指示語を避けてください

「これ(それ、あれ)」、「ここ(そこ、あそこ)」などの「指示語」は作品に背を向けている手話通訳者には何を指すのか判別・確認ができないため正確な通訳の妨げになります。指示語を使わずにできるだけ具体的な表現で説明してください。

⑧ 参加者からの発言は復唱することが望ましい

対話するプログラムや質疑応答などの際には、参加者の発言を復唱してから回答や解説に進むことが望まれます。復唱することで、聴覚に障害のある人が手話で発言した内容を、手話通訳者が正

しく読み取れているか確認することができます。さらに、他の参加者にとっても内容の再確認が可能になります。

⑨ 手話を必要とする人が見やすい環境づくりを

手話通訳者が見えない、見えにくいという状況を避けてください。前列の人が座る、背の高い人は後方に立つ、手話通訳者が踏み台を使う、など状況に応じた対応が考えられます。手話を必要とする人が複数参加していて、十分なスペースが確保できない場合には特に配慮が必要です。

聴覚に障害のある人や手話通訳者に確認、相談をしながら、その場に合ったより良い環境を整えることをお勧めします。

3. プログラム終了時について

ふりかえりの時間を設けてください

プログラムの終了後、鑑賞会やトークのふりかえりを行う時間を設けてください。

よかった点、改善が必要な点などについて担当者と手話通訳者との間で率直に意見を交換することでよりよい鑑賞環境、通訳環境をつくるためのノウハウが蓄積されます。

聴覚に障害のある人をはじめプログラムの参加者から意見を聞くこともとても重要です。

第4章 手話通訳の依頼について

美術館で手話通訳付きのプログラムを実施するにあたって、どのように手話通訳者を手配したら良いのかわからないという意見が多く聞かれました。

そこで、手話通訳を依頼する際の仕組みや現状を簡単にまとめます。

1. 手話通訳の依頼先

手話通訳を依頼するには以下のふたつの方法が一般的です。

① 手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う団体に依頼

必要な時間にあわせて手話通訳者の派遣を依頼します。都道府県、市区町村から委託を受けて派遣事業を行っている組織、団体のほか、民間の事業所もあります。

多くの場合、派遣される通訳者は事前に受け取る資料をもとに準備をします。また、企画内容そのものに関する相談やアドバイスを行う機能はありません。通訳終了後に振り返りを行うことも業務外となります。通訳者を指名する仕組みはなく、毎回派遣される通訳者が変わるのが一般的です。登録通訳者は依頼を受けたあらゆる現場へ派遣されることが前提となっていて、分野ごとに専門に通訳がいるということはありません。

料金は団体ごとに規定があり、時間単価と交通費(実費)で計算されることが一般的です。派遣の受付から請求業務まで団体が一括して行い、通訳者は当日派遣されて通訳業務のみを行います。

*インターネットで「手話通訳派遣、(地域名)」で検索すると、〇〇県手話通訳派遣センター、〇〇市手話通訳派遣協会、〇〇区手話通訳派遣事業などの名称で派遣事業を行っている事業所が検索できます。

ただし、すべての事業所が通訳派遣の要請に対応しているわけではありません。地域に居住する聴覚障害者向けの「意思疎通支援事業」に特化している団体もありますのでご注意ください。

《手話通訳派遣事業者の一例》

東京手話通訳等派遣センター <https://www.tokyo-shuwacenter.or.jp/shuwa/haken/>

② 手話通訳者に直接依頼

フリーランスの手話通訳者と直接やりとりをする方法です。プログラムの立ち上げから終了まで一貫して関わることも可能です。また、連続して企画に関わることも可能です。

ただし、美術や美術館に関する専門性を持った手話通訳者はごく少数で、興味や熱意のある通訳者と美術館が出会い、共に試行錯誤するなど人材の掘り起こしや育成も必要です。

料金の定めはなく、業務の範囲や量、拘束時間などを勘案して、直接契約することになります。

2. 通訳者の人数

手話通訳を要するプログラムが短時間の場合は1名で対応可能ですが、1時間を超える場合は複数派遣となります。手話通訳者は15～20分目安で交替しながら通訳をします。(同時通訳は連続20分程度が集中力保持の限界とされています)

また、グループに分かれて実施するプログラムの場合は、それぞれのグループに手話通訳が必要になる場合があります。

プログラムの実施方法を具体的に示して必要な通訳者の人数を協議することが必要です。

3. 通訳者への依頼のタイミング

① 手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う団体に依頼する場合

一般的に「一週間前までに申請」と規定している団体が多いようですが、それぞれの団体ごとに規定がありますので事前にご確認ください。

② 手話通訳者に直接依頼の場合

プログラムに手話通訳をつけることが決まったらできるだけ速やかにコンタクトを取ることをお勧めします。企画そのものに手話通訳者が関わる必要がある場合はできるだけ早い段階で派遣依頼をしてください。通訳業務のみの依頼の場合でも2週間程度の猶予があることが望まれます。

なお、通訳者のスケジュール次第では直前の依頼にも応えることが可能ですが、時間が迫るほど通訳の精度が下がる可能性があることを留意してください。

*「美術と手話プロジェクト」や「手話マップ」では、通訳依頼のご相談や、聴覚に障害のある人の参加するプログラム、美術館のアクセスなどについてのご相談をお受けしています。

美術と手話プロジェクト <http://art-sign.ableart.org/>

手話マップ <https://www.facebook.com/shuwamap/>

おわりに

聴覚に障害のある人が自らのニーズに応じてサービスを選択し、自分にあった情報保障の形を選択できることが理想です。しかし、現状は本人のニーズと合わない形の情報保障が用意されたり、一方的なプログラムが実施されることが多いのも事実です。

こうしたミスマッチを解消するには、聴覚に障害のある人を、「サポートが必要な人」とか「サービスや情報の受け手」として固定するのではなく、一緒に活動する協働者(パートナー)、鑑賞や交流の新しい形を共につくる提案者として位置づけることが必要なのではないのでしょうか。

聴覚に障害のある人の〈ための〉プログラムから、聴覚に障害のある人や手話通訳者が企画の最初のプロセスから〈ともに〉参加することで、これまでにないクリエイティブなプログラムが生まれます。

ミュージアムという創造性に満ちた現場から、聴覚に障害のある人も聴者も心が躍るような体験が生まれることを願っています。

■■ 謝辞 ■■

本事業の実施にあたり以下のみなさまに多大なご支援とご協力をいただきました。

「課題抽出会議」及び「美術館における手話通訳者養成プログラム開発会議」メンバー、オブザーバー他
(敬称略、順不同)

[ミュージアム関係]

稲庭彩和子	東京都美術館
梅田亜由美	ミュージアムエドゥケーター、美術と手話プロジェクト
岡崎智美	横浜市民ギャラリーあざみ野
郷泰典	東京都現代美術館
白木栄世	森美術館
武内厚子	東京都写真美術館
竹内利夫	徳島県立近代美術館
藤川悠	茅ヶ崎市美術館
村上由美	世田谷美術館
八巻香澄	東京都現代美術館、Facebook「視覚言語でミュージアム」

[聴覚に障害のある人]

石川絵理	NPO 法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク
伊東俊祐	國學院大學大学院博士課程後期(博物館学、ミュージアム・スタディーズ)
小笠原新也	耳が聞こえない鑑賞人、徳島県立近代美術館アートイベントサポーター
木下知威	日本社会事業大学
西岡克浩	美術と手話プロジェクト、丹青社

[手話通訳]

市川節子	手話通訳士、美術と手話プロジェクト
高橋けい子	手話通訳士
和田みさ	手話通訳士、美術と手話プロジェクト

[テクニカル・サポートスタッフ]

熊木洋子	(会議手話通訳)
村山春佳	(会議手話通訳)
金好典子	(会議手話通訳)
平澤咲	(会議記録・制作)
原衛典子	(会議記録・制作)

[制作・進行]

太田好泰	美術と手話プロジェクト
	美術と手話プロジェクト

NPO 法人エイブル・アート・ジャパン

‘アートで社会は変わる。’

アートには人を癒し、元気づけ、可能性を広げていく力があります。

障害の有無や種別、年齢、人種、ジェンダー、文化など、すべての違いをこえて、人と人をつなぐ力があります。

エイブル・アート・ジャパンは、そうしたアートの力を信じ、アートを通じてすべての人が幸せに生きることのできる社会の実現をめざして生まれました。

Empowerment 可能性を広げる、Create つくりだす、Network つなぐ、つながる、Access 参加する、Advocacy 支援する、これら5つの視点を軸に、障害のある人の芸術文化活動にかかわる相談支援、人材育成・啓発事業、エイブルアート・カンパニー(著作権マネジメント事業)、創作活動の機会の提供(スタジオ事業)、作家の発掘や作品の発表機会の提供(ギャラリー/アワード事業)、鑑賞支援事業(美術と手話プロジェクト/アクセスアート事業)などを実施しています。

美術と手話プロジェクト

「美術」「美術館」「手話」「聞こえない人・聞こえにくい人」をキーワードに、さまざまなひとたちがゆるやかにつながり、誰もが楽しく豊かに鑑賞できる環境づくりを目指す市民グループです。美術館での手話通訳派遣、手話通訳付き鑑賞プログラム、聞こえない人も聞こえる人も楽しめる鑑賞プログラムの通訳や企画・進行、研修会、講演などへの講師派遣などのご相談をお受けしています。お気軽に事務局までお問い合わせください。

聴覚に障害のある人たちの美術館へのアクセス向上をめざして

—美術館関係者のみなさんへ—

発行 2020年3月31日 初版発行

企画・編集 NPO 法人エイブル・アート・ジャパン 美術と手話プロジェクト

発行元 NPO 法人エイブル・アート・ジャパン
〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-11-14
アーツ千代田3331#208
TEL : 03-5812-4622 FAX : 03-5812-4630
E-mail : info.art-sign@ableart.org

(c)2020 NPO 法人エイブル・アート・ジャパン

この資料は、文化庁委託事業 令和元年度障害者による文化芸術活動推進事業(文化芸術による共生社会の推進を含む)「美術館における聴覚障害者の鑑賞環境整備事業」により制作しました